

意見募集要領

1 意見募集対象

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる政令案の概要については、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ご記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は、日本語で記入してください。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ISEISOUMU@mh.lw.go.jp

厚生労働省医政局総務課企画法令係 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 あて

（3）FAXを利用する場合

FAX番号：03-3501-2048

厚生労働省医政局総務課企画法令係 あて

（担当に電話連絡後、送付してください）

4 意見提出期限

平成19年11月24日（土）午後5時（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の用紙を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、厚生労働省医政局総務課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及びご意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見書

平成 年 月 日

厚生労働省医政局総務課 あて

郵便番号：〒 _____

住 所： _____

氏名（注1）： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

医療法施行規則の一部改正について（概要）

1 趣旨

医師不足が深刻な医療機関からの要請に応じ、医師確保に協力可能な医療機関から医師を労働者派遣の形態として送り出すことを可能とし、地域医療が適切に確保されるよう措置するもの。

2 改正の概要

- 医師不足が深刻な医療機関からの要請に応じ、都道府県が地域医療の確保を図るための必要な施策として、都道府県に設置される医療対策協議会における協議（※）を経て、医師を労働者派遣の形態として送り出すことを認めるに当たっては、病院又は診療所を開設する者が派遣元として医師を派遣し、地域医療が適切に確保されるようにすることを規定する。
- また、医療対策協議会の協議を経て認められた派遣先である医療機関について、個別に医師を労働者派遣の形態として診療に従事させるに当たっては、適正な医療の確保を図る観点から、当該医療対策協議会の協議を経ることが必要であることを規定する。

※ 「協議」には、医師確保のための都道府県レベル（医療対策協議会）の調整による場合及び国レベル（地域医療支援中央会議）の調整による場合のいずれも含まれる。

3 施行期日

公布の日

医療法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

◎ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第三十条の十二 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
 - 二 地域医療支援病院
 - 三 第三十一条に規定する公的医療機関
 - 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
 - 五 診療に関する学識経験者の団体
 - 六 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関
 - 七 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
 - 八 その他厚生労働省令で定める者
- 2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の十三 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前条第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。